



琵琶湖の保全および再生に向けた取組の推進

- 琵琶湖保全再生法や基本方針、県計画に基づく琵琶湖の保全および再生の推進に向け、より一層の支援・連携の強化を図られたい。

【提案・要望先】総務省、文部科学省、農林水産省、国土交通省、環境省

1. 提案・要望内容

(1) 「琵琶湖保全再生計画」等に位置付けられた各施策の推進および財政的支援の強化

- 国の基本方針や「琵琶湖保全再生計画」に位置付けられた各施策の推進
- 法第4条に基づく、琵琶湖保全再生計画関連事業の円滑な実施に向けた必要な財政上の措置
- 琵琶湖に関する財政需要を反映した地方交付税の算定

(2) 「琵琶湖の保全及び再生に関する法律」等のフォローアップおよびそれを踏まえた「琵琶湖保全再生計画」の改定等を通じた取組、連携の強化

- 法附則の見直し規定を踏まえた法律や基本方針および琵琶湖保全再生計画のフォローアップおよびその結果を踏まえた計画の改定や「琵琶湖保全再生推進協議会」の開催を通じた取組、連携の強化

2. 提案・要望の理由

- 琵琶湖は、近畿1,450万人の水源として、国民の1割以上が恩恵を受ける国民的資産であり、琵琶湖の保全および再生は我が国における湖沼の保全および再生の先駆けとなり得る取組。
- 琵琶湖を健全で恵み豊かな湖として再生し、近畿圏における地域住民の健康な生活環境の保持・発展をより強力に推進できるよう、「琵琶湖保全再生計画」では、「守る」「活かす」「支える」を重点事項として、各施策を推進。
- 法制定後、「琵琶湖保全再生等推進費」の開始など国の支援もいただいているが、「琵琶湖保全再生計画」に基づく事業を円滑に実施するためには、さらなる財政的支援等が必要。
- また、琵琶湖保全再生法（平成27年施行）には、「法律の施行の日から5年以内に、法律の施行の状況を踏まえ、必要な見直しを行う」旨の規定があること、また、琵琶湖保全再生計画の計画期間が令和2年度末までであることから、今後取り組むべき琵琶湖の課題等に適切に対応するため、法律等のフォローアップおよびその結果を踏まえた計画の改定や「琵琶湖保全再生推進協議会」の開催を通じて、引き続き取組、連携を強化していくことが必要。

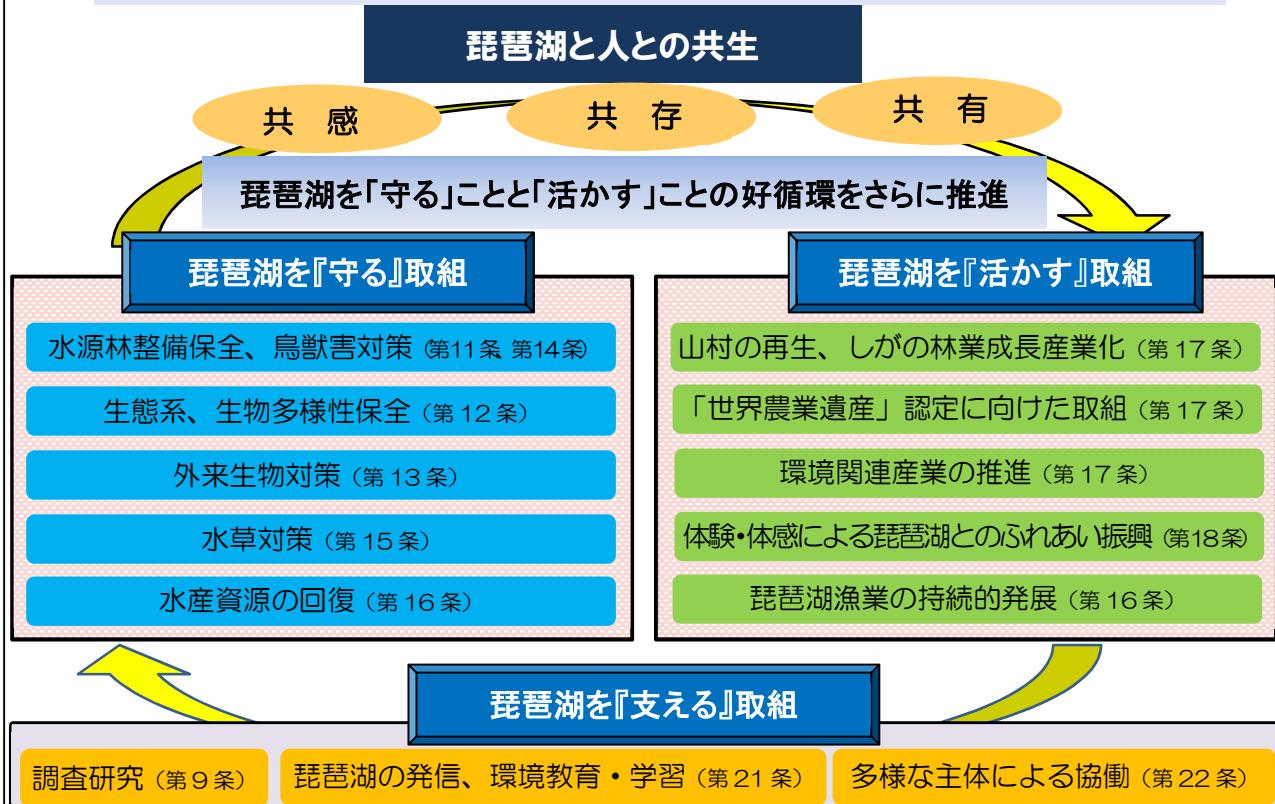
(本県の取組状況と課題)

(1) 「琵琶湖保全再生施策に関する計画」等に位置付けられた各施策への取組の強化および支援

(政策提案・要望) 法第4条に基づき、必要な財政上の措置を求める施策

- ・自然再生事業に対する財政上の措置（環境省）
- ・侵略的外来水生植物対策（総務省、国土交通省、環境省）
- ・大量繁茂する水草対策（国土交通省、環境省）
- ・琵琶湖の外来魚対策および新規就業者支援の強化（農林水産省、環境省）
- ・環境保全型農業の一層の推進（農林水産省）
- ・下水道による水質保全と雨天時浸入水対策および資源活用（財務省、国土交通省）
- ・琵琶湖の保全・再生に資する森林づくりの推進（総務省、財務省、農林水産省）
- ・林業成長産業化への支援（農林水産省）・鳥獣被害防止対策の充実（農林水産省）

「琵琶湖保全再生施策に関する計画」の重点事項



(2) 「琵琶湖の保全及び再生に関する法律」等のフォローアップおよびそれを踏まえた「琵琶湖保全再生計画」の改定等を通じた取組、連携の強化

■これまでの経過■

- ◇琵琶湖の保全及び再生に関する法律の施行 (H27. 9. 28)
- ◇琵琶湖の保全及び再生に関する基本方針 (H28. 4. 21) 【国が策定】
- ◇第1回琵琶湖保全再生推進協議会 (H28. 11. 15)
- ◇琵琶湖保全再生施策に関する計画の策定 (H29. 3. 30) 【滋賀県が策定】
- ◇第1回琵琶湖保全再生推進協議会 幹事会 (H29. 7. 24)
- ◇第2回琵琶湖保全再生推進協議会 幹事会 (H30. 9. 7)
- ◇第3回琵琶湖保全再生推進協議会 幹事会 (R1. 9. 9)

計画期間は
令和2年度末まで

担当：琵琶湖環境部琵琶湖保全再生課計画推進係
TEL：077-528-3460